株式会社ナック クリクラ事業本部 殿 埼玉県本庄市児玉町児玉2256



株式会社 化 研工 本社·水戸研究所 技術部試験分析課 〒310-0903茶城県水戸市堀町1044番地

技術管理者 田仲 睦

令和元年11月5日ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名	(株)ナック クリクラ本庄工場 製品水
採取場所	
採取日時	令和元年11月1日 10時11分
採取者	

測定日時 令和元年11月5日 15時34分

測定	項目	測定結果	検出下限値	基 準 値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	<0.7	-	Bq/kg
#/- # 1 1 1 1 2 - 2 - A- 2	Cs-134	検出されず	<0.7	10	Bq/kg
放射性セシウム	Cs-137	検出されず	<0.8	10	Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

·測定機器:

ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-C

·測定者 :

小島 務

·試料容器:

2Lマリネリ容器

·試料重量:

2000g

·測定時間:

1200秒

・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令

別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規

格基準の一部を改正する件について」

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法

(I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル

(平成14年3月 厚生労働省)

第2章 食品中の放射能の各種分析法

2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法

(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2016.8.17

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。

株式会社ナック クリクラ事業本部 殿 埼玉県本庄市児玉町児玉2256



株式会社、化 研 一 本社·水声研究研技術部試験分析課 〒310-0903茨城県水戸市堀町1044番地

技術管理者 田仲 睦

令和元年11月5日ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名	(株)ナック クリクラ和光プラント 製品水
採取場所	
採取日時	令和元年11月1日 10時31分
採取者	

測定日時 令和元年11月5日 13時54分

測定	項目	測定結果	検出下限値	基 準 値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	<0.6	<u> </u>	Bq/kg
+66544-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-2-	Cs-134	検出されず	<0.9	10	Bq/kg
放射性セシウム	Cs-137	検出されず	<0.8	10	Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

·測定機器:

ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-C

·測定者 :

小島 務

·試料容器:

2Lマリネリ容器

·試料重量:

2000g

•測定時間:

1200秒

・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令

別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規

格基準の一部を改正する件について」

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法

(I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル

(平成14年3月 厚生労働省)

第2章 食品中の放射能の各種分析法

2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法

(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2016.8.17

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。

株式会社ナック クリクラ事業本部 殿 埼玉県本庄市児玉町児玉2256





株式会社സ化研

本社·水声研究所技術部試験分析課 〒310-0903茨城県水戸市堀町1044番地

技術管理者

田仲 睦

令和元年11月5日ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名	横浜倉庫(株) クリクラ綾瀬プラント 製品水	1
採取場所	마스 (Fig. 1977)	- 7
採取日時	令和元年11月1日 9時09分	
採取者		1

測定日時 令和元年11月5日 13時32分

測定	項目	測定結果	検出下限値	基 準 値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	< 0.7	2	Bq/kg
4/. 6 LUL 1 . 3 . 4 . 3	Cs-134	検出されず	<0.7	10	Bq/kg
放射性セシウム	Cs-137	検出されず	<0.7	10	Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

・測定機器:

ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-C

・測定者:

小島 務

·試料容器:

2Lマリネリ容器

·試料重量:

2000g

•測定時間:

1200秒

・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令

別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規

格基準の一部を改正する件について」

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法

(I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル

(平成14年3月 厚生労働省)

第2章 食品中の放射能の各種分析法

2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法

(Cs-134、Cs-137): 食品中の放射性セシウム検査法

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2016.8.17

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。 この放射能測定結果報告書は、ISO/IEC17025に基づき、日本適合性認定協会(JAB)に認定された試験所が発行したものです。

試験成績書

NS027817-01Z-001 号 成績書番号

2019年11月7日

株式会社コンビボックス クリクラノースランド事業部 福島須賀川工場 様



事業者名

ユーロフィン日本総研格

福島分析センター

住 所

〒960-1108 福島県福島市成川字上谷地1-1 TEL (024) 545-3032(代)

FAX (024) 545-3033

発行権限者 放射能分析グループ マネージャー 朝井 啓

依頼者名	株式会社コンビボックス クリクラノースラ	ンド事業部福島	須賀川工場
依頼者住所	福島県須賀川市牛袋町123-2株式会社コン	/ビボックス クリクラノ	ースランド事業部 福島須賀川工場
※試料名	クリクラ製品水	※媒体牛	乳·飲料水
※採取場所	福島県須賀川市牛袋町123-2	※採取方法 -	,
※採取者名	小松 祐貴	※採取状況 天何	候前日 - 当日 -
※採取日時	2019 年 11 月 5 日 11 時 34 分	•	
受付年月日	2019 年 11 月 6 日	試料受付方法 持	ち込み
測定日時	2019 年 11 月 6 日 12 時 19 分	※減衰補正な	L
測定内容	ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー	装置形式地	ーEG&G社製 ゲルマニウム半導体検出器GEM35-70
測定条件	容器: 2Lマリネリ容器 充填の高さ: -	試料量: 2.0	06kg 測定時間: 2500秒
分析期間	2019 年 11 月 6 日 ~ 2019 年 11	月7日	
業務件名	-		
測定方法	平成24年3月 厚生労働省「食品中の放射性物質	の試験法について」別	J添 食品中の放射性セシウム検査法
展 足 刀 仏	平成14年3月 厚生労働省「緊急時にお	ける食品の放射能	②測定方法マニュアル」第2章 2
特記事項			

[※] 当方採取以外の試料については、依頼者のお申し出により記入致しました。

御依頼を受けました上記試料について試験した結果を下記のとおり証明します。

測定項目	エネルギー keV	半減期	試験の結果 Bq/kg	検出下限値 Bq/kg
放射性ヨウ素(I-131)	364.48	8.04日	検出下限以下	0.39
放射性セシウム(Cs-134)	604.66	2.06年	検出下限以下	0.36
放射性セシウム(Cs-137)	661.64	30.2年	検出下限以下	0.34
以下余白				

検出下限値はcooperの方法により算出した。

核データの出典:Michael C., and Virgina S. (1978) Table of Isotopes 7th Edition, John Wiley & Sons.

試験所・校正機関の書面による承認がない限り、試験報告書又は校正証明書の一部分だけを複製してはならない。

考

株式会社ナック クリクラ事業本部 殿 埼玉県本庄市児玉町児玉2256





株式会社工化研工

本社·水声研究所技術部試験分析課 〒310-0903茨城県水戸市堀町1044番地

技術管理者

田仲 睦

令和元年11月6日ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名	横浜倉庫(株) クリクラ品川プラント 製品水		i i	12
採取場所				
採取日時	令和元年11月5日 7時52分	, == +		
採取者	8 - 8 - 8 - 8 - 8 - 8 - 8 - 8 - 8 - 8 -			

測定日時 令和元年11月6日 15時16分

測定	項目	測定結果	検出下限値	基 準 値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	<0.8	7	Bq/kg
+6444 1-2 (-1-)	Cs-134	検出されず	<0.9	10	Bq/kg
放射性セシウム	Cs-137	検出されず	<0.8	10	Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

・測定機器:

ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-D

·測定者 :

小島 務

·試料容器:

2Lマリネリ容器

·試料重量:

2000g

•測定時間:

1200秒

・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令

別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規

格基準の一部を改正する件について」

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法

(I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル

(平成14年3月 厚生労働省)

第2章 食品中の放射能の各種分析法

2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法

(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2016.8.17

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。

株式会社ナック クリクラ事業本部 殿 埼玉県本庄市児玉町児玉2256





株式会社で化研写

本社·水户研究所技術部試験分析課 〒310-0903茨城県水戸市堀町1044番地

技術管理者

田仲 睦

令和元年11月7日ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名	横浜倉庫㈱ クリクラ鈴繁プラント 製品水
採取場所	
採取日時	令和元年11月5日 9時47分
採取者	

測定日時 令和元年11月7日 10時24分

測 定	項目	測定結果	検出下限値	基 準 値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	<0.7		Bq/kg
Cs-	Cs-134	検出されず	<0.8	10	Bq/kg
放射性セシウム	Cs-137	検出されず	<0.6	10	Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

·測定機器:

ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-C

・測定者:

小島 務

•試料容器:

2Lマリネリ容器

•試料重量:

2000g

•測定時間:

1200秒

・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令

別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規

格基準の一部を改正する件について」

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法

(I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル

(平成14年3月 厚生労働省)

第2章 食品中の放射能の各種分析法

2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法

(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2016.8.17

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。

株式会社ナック クリクラ事業本部 殿 埼玉県本庄市児玉町児玉2256





株式会社、化研工 本社·水戸研究所技術形試験分析課

〒310-0903茨城県水戸市堀町1044番地

技術管理者 田仲 睦

令和元年11月5日ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名	(株)ナック クリクラ宇都宮プラント 製品水	1 1 2 1 1 C 1 B			
採取場所		, and			
採取日時	令和元年11月1日 8時44分			in Mag	
採取者				211	

14時50分 測定日時 令和元年11月5日

測 定	項目	測定結果	検出下限値	基 準 値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	<0.8		Bq/kg
放射性セシウム	Cs-134	検出されず	<0.8	10	Bq/kg
	Cs-137	検出されず	<0.8	10	Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

·測定機器:

ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-C

· 測定者 :

小島 務

•試料容器:

2Lマリネリ容器

·試料重量:

2000g

·測定時間:

1200秒

・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令

別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規

格基準の一部を改正する件について」

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法

(I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル

(平成14年3月 厚生労働省)

第2章 食品中の放射能の各種分析法

2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法

(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2016.8.17

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。

株式会社ナック クリクラ事業本部 殿 埼玉県本庄市児玉町児玉2256





株式会社、化研工 本社·水戸研究所技術部試験分析課

〒310-0903茨城県水戸市堀町1044番地 技術管理者 田仲 睦

令和元年11月7日ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名	(株)ナック クリクラ仙台プラント 製品水
採取場所	
採取日時	令和元年11月5日 16時01分
採取者	

測定日時 令和元年11月7日 9時51分

測定	項目	測定結果	検出下限値	基準 値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	<0.7		Bq/kg
放射性セシウム	Cs-134	検出されず	<0.7	10	Bq/kg
	Cs-137	検出されず	<0.8	10	Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

・測定機器:

ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-C

・測定者 :

小島 務

·試料容器:

2Lマリネリ容器

·試料重量:

2000g

測定時間:

1200秒

・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令

別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規

格基準の一部を改正する件について」

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法

(I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル

(平成14年3月 厚生労働省)

第2章 食品中の放射能の各種分析法

2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法

(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2016.8.17

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。

株式会社ナック クリクラ事業本部 殿 埼玉県本庄市児玉町児玉2256





技術管理者 田仲 睦

令和元年11月5日ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名	(株)ナック クリクラ千葉プラント 製品水	
採取場所		
採取日時	令和元年11月1日 11時25分	
採取者		

測定日時 令和元年11月5日 14時17分

測定	項目	測 定 結 果	検出下限値	基 準 値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	< 0.6		Bq/kg
放射性セシウム	Cs-134	検出されず	<0.7	10	Bq/kg
	Cs-137	検出されず	<0.7		Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

・測定機器:

ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-C

·測定者 :

小島 務

•試料容器:

2Lマリネリ容器

·試料重量:

2000g

•測定時間:

1200秒

・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令

別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規

格基準の一部を改正する件について」

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法

(I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル

(平成14年3月 厚生労働省)

第2章 食品中の放射能の各種分析法

2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法

(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2016.8.17

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。

株式会社ナック クリクラ事業本部 殿 埼玉県本庄市児玉町児玉2256





技術管理者 田仲 睦

令和元年11月5日ご依頼の以下の試料の測定結果についてご報告いたします。

試料名	(株)ナック クリクラ町田工場 製品水
採取場所	
採取日時	令和元年11月1日 12時22分
採取者	

測定日時 令和元年11月5日 15時56分

測定項目		測定結果	検出下限値	基 準 値	単位
放射性ヨウ素	I-131	検出されず	<0.7	- 1	Bq/kg
放射性セシウム	Cs-134	検出されず	<0.7	10	Bq/kg
	Cs-137	検出されず	<0.8	10	Bq/kg

減衰補正基準日時:減衰補正無し

測定条件

·測定機器:

ゲルマニウム半導体検出器(ORTEC GEM-30) Ge-C

・測定者 :

小島 務

·試料容器:

2Lマリネリ容器

·試料重量:

2000g

・測定時間:

1200秒

・測定方法からの逸脱:無し

基準値(Cs-134、Cs-137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令

別表の二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規

格基準の一部を改正する件について」

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

試験方法

(I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル

(平成14年3月 厚生労働省)

第2章 食品中の放射能の各種分析法

2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法

(Cs-134、Cs-137):食品中の放射性セシウム検査法

(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315 第4号 別添)

備考

測定結果は依頼主より受取った試験品目に限定したものです。

様式5-10 2016.8.17

試験所による承認がない限り、この放射能測定結果報告書の一部を複写して用いることは、禁止されています。